

(就学支援金の受給資格について) プリントの見方

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

大阪暁光高等学校

様

認定

令和元年8月29日

**大阪暁光高等学校
の学校法人名です**

I学期に提出していただきました就学支援金の受給資格認定申請書（マイナンバー関係書類含む）により就学支援金の受給資格が認定されたというお知らせです。ご一読ください。収入の修正申告や税額の変更決定により税額の変更があった場合、離婚・再婚などにより保護者の変更があった場合は、速やかに学校にご連絡ください。

学校法人 千代田学園
理事長 高橋 保

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、大阪府教育長より下記のとおり認定されましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格について、次のとおり認定されました。

- | | |
|--------------------|------------|
| 1 認定番号 | |
| 2 支給対象者 | |
| 3 在籍高等学校等 | 大阪暁光高等学校 |
| 4 学校種・課程等の別 | 高等学校（全日制） |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 学校法人 千代田学園 |
| 6 高等学校等就学支援金支給者 | 大阪府教育長 |
| 7 認定年月 | 平成31年4月 |

あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

上記内容は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の規定により、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】過去に別の高等学校に在籍しておられた場合などは、ご注意ください

高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

大阪府教育庁私学課就学支援金担当

電話 06-6941-0351(代)